

● 企業会計と税法について

一般的な中小企業の会計処理には、上場企業等の会計処理と異なっている場合があります。中小企業では、税法上の損金算入が認められる範囲で会計処理していることが多いため、主なものは以下の通りです。

内容	上場企業等	税法
貸倒引当金	回収不能のおそれがある場合は、その回収不能見込み額を引当金計上	貸倒実績率または法定繰入率で計上可能 破産等の法的手続きなどがあった場合は 50% 計上可能
貸倒損失	法的に消滅、回収不能が明らかでない場合は、損失処理	法的に消滅は、原則、損金計上可能 実質的に回収不能かどうかの要件あり
有価証券の評価減	時価・実質価額が著しく下落した場合は、評価減処理	破産等の法的手続きなどがあった場合や、時価・実質価額が著しく下落した場合で、回復が見込まれない場合、評価減処理
棚卸資産の評価減	時価が下落した場合、正味売却価額まで評価減処理	原則、損金計上不可
固定資産の評価減	著しい資産価値の下落があった場合は、評価減処理	原則、損金計上不可
賞与引当金	賞与支給見込みの当期負担額を計上	期末日までに各従業員に支給額を通知し、決算終了後1ヵ月以内に支給すれば、未払計上可能
役員賞与引当金	役員賞与支給見込みの当期負担額を計上	損金計上不可
退職給付引当金	当期末における退職給付見込み額を計上	損金計上不可
役員退職慰労引当金	当期末における役員退職慰労金の要支給額を計上	損金計上不可
税効果会計	会計と税法の差異による法人税等の調整	損金計上不可

税法では、将来の費用・損失の見積り計上については、厳格に扱われているといえます。

■ 税務カレンダー

	内容	備考
8月	個人事業税納付（第1期） 個人住民税納付（第2期）	
9月	—	

- (注) 法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内
 個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日
 源泉所得税の納付期限は、翌月10日(納期特例は上期7月10日、下期1月20日)。
 住民税納付(普通徴収)については、上記と異なる地域があります